

定 款

公益財団法人 中富記念財団

**公益財団法人 中富記念財団
定款**

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中富記念財団と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県鳥栖市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、薬に関する資料及び文化財その他の歴史資料の収集及び展示を行うことにより、薬と健康に関する知識の普及及び田代売薬を初めとする歴史的薬文化の啓蒙を図り、併せて青少年に対する助成を行うことにより、有用な人材を育成することを目的とする。

(目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬に関する歴史資料の収集及び展示事業
- (2) 薬の歴史に関する調査研究事業
- (3) 薬と健康に関する知識の普及啓発事業
- (4) 薬と健康に関する情報の収集及び提供事業
- (5) 鳥栖地域の文化財その他の歴史的遺産の収集及び展示事業
- (6) 青少年に対する人材育成のための奨学金援助助成
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄附金品
- (3) 財産運用収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、適正な維持及び管理に努め、その方法は、理事会で別に定める。

2 財産は、安全確実かつ相応の運用収益が得られる方法で運用しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事全員の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員全員の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第10条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、理事会の議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の議決を経て行う。

(重要な財産の譲り受け)

第11条 重要な財産の譲り受けは、理事会の議決を経た後、評議員会の議決による承認を得て行う。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経た後、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第一項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに佐賀県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に佐賀県知事に提出しなければならない。
- 3 この法人は、定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ総理事数及び総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得若しくは改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に、評議員6名以上 10名以内を置く。

(職務)

第17条 評議員は評議員会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、定款の変更等、この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事及び監事の選任、解任等の機関の人事の決定等に参画する。

(構成)

第18条 この法人の評議員の選任については、理事及び監事の構成について規定した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第10号及び第11号の規定を準用する。

- 2 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

(選任等)

第19条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 評議員は、辞任後又は任期満了後においても、第16条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第21条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会として、毎事業年度6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、書面による招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議会において、出席した評議員の中から互選する。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第28条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第29条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名以上が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とすることができる。
- 3 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第33条 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事から常務理事を選任することができる。
- 5 この法人の監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、理事長を補佐し、理事長および理事会に対し意見を述べるものとする。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任後又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第37条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項の規定による支給に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第53条の理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、法人法第198条において準用される法人法第111条第1項の非業務執行理事等に責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約を、あらかじめ当該非業務執行理事等と締結することができる。

(顧問)

第41条 この法人に任意の機関として顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問の職務)

第42条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、必要に応じて意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第43条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

- 2 この法人が保有する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項後段の適用を受けた株式についてその後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。
 - (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会として、毎事業年度6月に開催する。
- 3 臨時理事会として、この定款に定めるもののほか毎事業年度3月及び次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び第35条第6号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第35条第5号の規定に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事並びに会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第53条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員全員の議決を経て変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、佐賀県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項の認定に係る変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員全員の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 選考委員会等

(選考委員会)

第59条 この法人には、第4条第6号の奨学金援助助成に係る事業の対象となる者を
選考するため、選考委員会を置く。

(助成選考取扱規則)

第60条 この法人は、第4条第6号に基づく奨学金を交付するため、別に選考取扱規則
及び選考委員会選考要領を定める。

- 2 選考取扱規則及び選考委員会選考要領の変更は、理事会において、理事現
在数の3分の2以上の議決を要する。

(委員)

第61条 選考委員会は2人以上5人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者の中から理事会で選出し理事長が委嘱する。
- 3 委員の内には、この財団の役員及び評議員が2人を超えて含まれることになっ
てはならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現在者の残任期
間とする。

第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、
別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項の情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第66条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。
- 3 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第9章 補 則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(株式等の議決権の行使)

第68条 株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 中富博隆、大島英二、中尾清一郎、門司健、指山弘養、橋本康志
監事 松尾政博、馬場忠彦
- 4 この法人の最初の代表理事は中富博隆とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐藤敏行、宮原久、齋藤博之、篠原眞、長忠生、松田隆、伊東稔、中富たつ子

2026年6月30日現在

公益財団法人 中富記念財団
理事・評議員 名簿

役職	氏名	備考
理事 (9名)	中 富 一 榮	久光製薬株式会社 代表取締役社長
	神 原 玄 應	大興善寺 名誉住職
	上 田 正 弘	元 久光製薬株式会社 監査役
	村 山 進 一	久光製薬株式会社 取締役執行役員 信頼性保証管掌 兼 国内子会社担当
	門 司 誠 一	社会福祉法人 健翔会 理事長
	林 俊 子	佐賀県 政策部 政策総括監
	齊 田 勝	社会福祉法人 基山福社会 理事
	牟 田 一 則	中富記念くすり博物館 館長
	川 久 保 三 起 子	元 日本赤十字社 佐賀県支部 事務局長
監事 (3名)	山 口 芳 子	税理事務所チョーフ会計 税理士
	堤 信 夫	久光製薬株式会社 取締役執行役員 法務担当 兼 内部統制担当 兼 コンプライアンス担当
	山 下 幹 夫	鳥栖倉庫株式会社 代表取締役社長
評議員 (10名)	池 田 英 雄	元 株式会社JAさがホールディングス 副会長
	齋 藤 博 之	医療法人 斎藤内科医院 理事長
	福 母 祐 二	佐賀県経営者協会 専務理事
	齊 藤 恭 宏	株式会社鳥栖構内タクシー 代表取締役社長
	古 賀 久 登	鳥栖商工会議所 参与
	正 山 征 洋	長崎国際大学 特任教授
	玉 井 洋 子	WiseFairy 代表
	藤 田 昌 隆	鳥栖市 市議会議員
	舛 屋 泰 之	丸東産業株式会社 取締役会長
	西 村 享 介	株式会社花屋敷 代表取締役社長

※敬称略

2026 年度(令和 7 年度) 事業報告
(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

【博物館事業】

1、薬に関する歴史資料の収集及び展示事業

(1)医学・薬学に関する資料の収集

(2)医学・薬学に関する資料の登録及び保存管理

資料総件数・点数

分類	一般	アトキン	桜井家	徳安文庫	山岡文庫	岩崎家(薬)	岩崎家(民)	篠原家	久光資料	寄託	合計
件数	25,775	3,107	4,084	0	325	886	1,050	1,271	2,745	302	39,545
										-	39,243
点数	128,256	19,485	4,084	0	593	1,546	5,118	1,271	12,631	490	170,070
										-	169,580

(3)展示室及び収蔵庫の環境管理ならびにメンテナンス

展示室の衛生環境維持

①全館清掃 ※臨時休館(2 月 17・18・19 日)

温度・湿度の管理(記録作成)

①地下収蔵庫・地下書庫・地下倉庫 温湿度自記記録計による記録(適温適湿維持)

②自記記録温湿度計校正(収蔵庫・書庫 計 2 台)

③データロガー記録の収集・検証 ※デジタルデータ保管に変更

文化財害虫の防除

①捕虫トラップの設置

消防設備の点検管理及び防災訓練の実施

①消防点検(5 月 16 日・11 月 12 日)

②消防訓練(2 月 18 日)

(4)企画展及び関連イベントの実施

企画展の実施

【企画展】売薬人クエスト-すすめはこべとおくのまちへ-(9 月 7 日～1 月 26 日)

関連イベントの実施

- ① 企画展 ワークショップ 11/2(日) 1/25(日) 両日とも 10:00～16:00
- ② 企画展 記念講演 10/12(日) 14:00～
- ③ 企画展クイズ 期間中(全日程)
- ④ ⑤売薬人探し(先着 20 名) 1/28～1/31

企画展限定商品の作成

- ①ポストカード
- ②スクエアマグネット

(5)常設展示に関するイベントの実施

常設展示に関するワークショップ…該当なし

常設展示に関する講演会

- ①6 月 30 日(日) 薬草美術館ギャラリートークー美術作品に登場する植物の「意味」とは？ 13 名参加

(6)他館への協力

企画展等における文化財(資料)の出陳(貸出)

- ① 10/25(土)～12/7(日) 大分市歴史資料館「生誕 500 年記念 ルイス・デ・アルメイダ」
赤膏薬、白膏薬の出展(2 点、佐賀県重要結家宇民俗文化財指定資料)

企画展等における画像の提供(展示、出版での利用)…該当なし

調査協力…該当なし

企画展等における画像の提供(展示、出版での利用)…該当なし

調査協力…該当なし

(7)薬木薬草園及び庭園の改修・管理工事

植栽の維持、補植

- ①芝刈り(5月 12 日・6 月 30 日・8 月 17 日・8 月 28 日・10 月 14 日・11 月 27 日)
- ②花壇植込み(5 月 26 日・9 月 22 日・11 月 29 日)
- ③生垣剪定:薬草園(6 月 16 日・17 日)
サツキ剪定:薬草園、外周(6 月 24 日・11 月 18 日・)
生垣剪定:駐車場(6 月 24 日・11 月 17 日)
生垣剪定:第二駐車場西側(6 月 30 日)
- ④高木剪定:駐車場西側(6 月 30 日・11 月 19 日・2 月 16 日・2 月 24 日)
- ⑤薬草園ハーブ類植込み((5 月 30 日・6 月 9 日・7 月 3 日・11 月 21 日・11 月 27 日)

園路、温室及び作業室の補修

- ①屋外トイレ便器・洗面改修工事(6月30日)
- ②高圧コンデンサ・リアクトル更新工事
- ③屋外トイレ照明LED 化工事(12月19日)
- ④薬木薬草園温室ビニール張替工事(1月31日)
- ⑤正面門扉交換工事(2月26日)

(8)常設展示室の改修・管理工事

- ①1階展示室 プラント いたずら防止のため開口部シリコン栓で埋める(4月9日)
- ②館内照明LED化 ※別館(5月16日)
- ③館内トイレ便器改修工事(6月30日)
- ④バーチャル薬草園UPS交換(10月30日)
- ⑤クイズコーナーUPS交換(2月10日)
- ⑥全館Wi-Fi 化工事(2月17日)※支払いは3月末完了。※Wi-Fi 開通は2026年度上期。
- ⑦アトキンプロジェクター交換工事(3月2日)
- ⑧屋内身障者トイレ洗面改修工事(3月19日)

2、薬の歴史に関する調査研究事業

(1)アルバン・アトキン薬局(19世紀イギリスの医薬について)の継続調査(継続中)

(2)各紙記事、掲載に伴うテーマの選定ならびに関連資料の調査

(3)新規寄贈(購入)資料の登録・管理業務(台帳の作成、受納書の発行を含む)

新規登録(増減)数

	資料件数 増加数	前年比	資料点数 増加数	前年比
2025 年度	146※	(-)239	423※	(-)279
2024 年度	385	(+)66	699	(-)357

※2025年度内に新規登録した件数・点数(廃棄分を含まない)

(4)新規寄贈資料に関する調査(寄贈者への聞き取り含む)

(5)売薬・薬・歴史等に関する施設、企画展、講演等の視察、聴講

- ①開館30周年記念事業「内藤記念くすり博物館、富山市内視察

(6)薬用植物の調査

3、薬と健康に関する知識の普及啓発事業

(1)青少年の学習機会充実に目的とした入館料免除制度

- ①土日祝日における児童・生徒・学生の入館料免除(継続)
- ②学校(学校教育法第1条による定義)団体の入館料免除(要事前申請)

(2)実習、研修などの受入れ

中学校、高等学校の職場体験、インターンシップの受入れ

①鳥栖市立田代中学校

8月19日(火)・20日(水) / 男子3名

②佐賀県立香楠中学校

7月23日(火)・24日(水) / 女子2名

企業、教職員の研修の受入れ

- ①7月23日(火)・24日(水) / 女性2名(田代小学校教諭)

(3)「くすり」の知見を広げる体験教室の実施(自館主催)

夏休み体験教室(全年齢対象、薬研を使った体験教室/テーマ、製作物は年毎に決定)

- ①「薬研を使ってカレースライス作り！」7月26・27日 8月2・3・6・7・10・11日 全8回

参加人数 244名(80組)

- ②手作りおとそ教室(全年齢対象、薬研を使った体験教室/屠蘇散の製作(処方年ごとに決定))

a.個人 13回:11月22・23・27・29・30日 12月3・4・6・7・10・11・13・14日

b.団体 5日間8団体:12月16・17・18・19・20日

参加人数 $a + b = 425$ 名

	a. 個人	b. 団体	合計
人数	313	112	425

(4)「薬草(薬用植物)」に親しむイベントの実施(自館主催)

- ①薬草園フォトコンテスト(年2回)の開催

春 2025年3月21日～2025年5月25日(57日)	392枚
秋冬 2026年10月12日～2026年1月13日(92日)	153枚

②フォトコンテスト 受賞作品の展示(春/秋 年2回) ※別館廊下

③漢方エバンジェリストとまわる薬木薬草園観察会 外部講師依頼:加藤 久幸 先生

6/21 ㊦10 時 15 分～10 時 45 分 ㊦11 時～11 時 30 分

参加者数 ㊦17 名 ㊦15 名

④これなら分かる、薬草と漢方の講座外部講師依頼:加藤 久幸 先生

6/21 13 時～15 時 参加者数:54 名

⑤漢方エバンジェリストとまわる薬木薬草園観察会 外部講師依頼:加藤 久幸 先生

※30 周年記念「くすり与健康について考えるフェスタ」関連イベント

3/20 ㊦10 時 15 分～11 時 ㊦11 時 15 分～12 時 ㊦12 時 15 分～13 時

参加者数 ㊦15 名 ㊦16 名 ㊦15 名

⑥これなら分かる、薬草と漢方の講座 外部講師依頼:加藤 久幸 先生

※30 周年記念「くすり与健康について考えるフェスタ」関連イベント

3/20 13 時半～15 時半 参加者数:53 名

(5)「製薬道具」「薬草(生薬)」を体験する簡易イベントの実施

●自館主宰

①伊万里看護学校

7 月29日 ミニ講演会&薬研で香り袋作り

②薬研でつくる七味唐辛子作り(恒例イベント)

2月 8 日 11 日 12 日 14 日 15 日 計 5 日間 参加人数 計 585 人

●講演/公共施設(公民館)ならびに学校、生涯学習団体(高齢者大学など) 主催

①10/25(金)「九州・田代のくすり売り+中富記念くすり博物館について」(中原特別支援学校)19名

②11/22(土)「九州・田代のくすり売り」(富山県民会館)「くすりの語り部」公開講座(特別講演) 70 名程度

③12/18 「巨勢シルバーカレッジ」(佐賀市老人福祉センター)巨勢老人福祉センター 田代売薬の講演、および香り袋作り

●体験教室/学校ならびに公共施設(公民館)など主催

①鳥栖市立図書館主催 ワンパク教室

7/29(火) 10:30～ 「昔のくすり柄の缶バッチ作り」 参加費 100 円 参加 2 名

7/29(火) 14:00～ 「薬研を使って香り袋を作ろう」 参加費 200 円 参加 16 名

●イベント/自治体(県、市)など主催

①「ものすごフェスタ」(佐賀県)SAGA アリーナ(8 月 23 日(土)・24 日(日))

「薬研を使って香り袋を作ろう！」久光製薬株式会社と共同出展

体験者数 8月23日/111名・8月24日/113名 合計 224名

②ドリームパーク

「薬草寺子屋」生薬5種類(ラベンダー、ミント、ローズマリー、チンピ、カモミール)で作る香り袋教室
1人300円(1人1袋持ち帰り)

- 2025年9月17日(水) 15:00~16:20 千代田東部小学校図工室 参加者:30名
- 2025年10月8日(水) 15:00~16:20 仁比山小学校図工室・調理室 参加者:18名
- 2025年10月15日(水) 15:00~16:20 仁比山小学校図工室・調理室 参加者:17名
- 2025年10月22日(水) 14:40~16:00 千代田西部小学校 参加者:17名
- 2025年10月29日(水) 14:40~16:00 千代田西部小学校 参加者:15名

計97名

③「とす長崎街道まつり」(10月19日)

薬研体験 参加者数:83名

④久光製薬株式会社海外団体薬研体験(10月22日)

(7)一般からの問合せ対応

(8)各紙連載記事の作成(原稿と写真の提供)

- ①佐賀新聞「みどりのくすり箱」※毎月(12回)
- ②佐賀県薬剤師会会報「表紙原稿と写真の提供」※毎月(12回)
- ③佐賀新聞「名画の中の 薬草美術館」【連載開始】2026年1月~※毎月(12回)

(9)出版、放送、放映等に関する協力 ※要請に応じる

調査等に関する協力、監修

- ①九州大学経済学府 経済システム専攻 栗原 悠里子氏(大学院生)

江戸時代の九州地域の薬種について ※当館資料「配置帳」などの閲覧協力

画像の提供、または撮影協力

- ①「47都道府県ミュージアム&ライブラリー」株式会社アルバ

- 『月刊ぷらぎ佐賀5月号』/株式会社ぷらぎ ※イベント情報と博の紹介
- 道の駅九州を柱にした旅情報サイト「ふらっと」/株式会社丸信
- 日本シンガポール外交60周年記念に伴い、2026年シンガポールで佐賀県単独商談会を開催予定。シンガポール旅行会社向けセミナーでのプレゼン資料にて活用を希望/佐賀県観光連盟
- ながさきプレス/株式会社ながさきプレス(佐賀県観光連盟の公式インスタとXで紹介)
- 無料観光アプリ/一般社団法人九州観光機構

出演協力(内容等により対応を決定)

- ①サガテレビ『かちかち LIVE』「イマここ中継」※生放送(6月27日)
- ②NHK スペシャル「新ドキュメント太平洋戦争」※戦中の薬舗の情報提供(8月)
- ③久光製薬株式会社「DX チャンネル(社内動画)」(11月14日)
- ④株式会社アトル「アトちゃんねる」※YouTube チャンネル(11月26日)
- (10)Instagram(SNS)を利用した「くすり」「薬草」に関する情報の発信
 - ①薬木薬草園(薬用植物)の植物紹介
 - ②美術作品に描かれた薬草を紹介する「薬草美術館」
 - ③展示外資料(未公開収蔵品)の紹介

4. 薬と健康に関する情報の収集及び提供事業

- (1)中富記念くすり博物館だよりの発行 ※ 隔月
- (2)公式ホームページならびに SNS(Instagram／LINE／Facebook)を利用した情報の提供
 - ①イベント情報の発信 ②当館所蔵資料の紹介 ③寄贈・寄託情報の発信

5. 鳥栖地域の文化財その他の歴史的遺産の収集及び展示事業

- (1)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料の収集ならびに保存、管理
- (2)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する情報の収集ならびに関係者への聞き取り調査
- (3)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する研究ならびに情報のデータベース化
- (4)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料(重要文化財)の展示
 - 年末年始 売薬人の正月飾り「神農飾り」(12月20日～1月12日)
- (5)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する記事の作成(寄稿) ※要請時
- (6)「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料の出陳及び情報提供、監修など ※要請時

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1)施設利用協力
 - ①主催:JR 九州/JR ウォーキングでの当館立ち寄りと協力

5月30日(コース内)、10月19日(コース外・特典提供のみ)

②主催:日本博物館協会/「国際博物館の日」(毎年5月18日)記念事業への協力

⑦知識で大人の脳を健康に!「人とくすりの歩み」講演

10:30~11:00 参加人数:11名

①クイズ!薬草サバイバル

●13:30~14:00 ●14:30~15:00 参加人数 合計39名

③そのほか自治体、観光業等による公共、観光設への立ち寄りを目的としたプログラムへの参加協力/スタンプラリー、カードラリーなど

(2)周辺環境の維持協力

①農業用水路の清掃、管理、点検

②敷地内高木及び花壇の整備、管理

③周辺道路の清掃、管理

(3)開館記念事業の実施

①くすりと健康について考えるフェスタ(3/20~3/22)

(ア)漢方エバンジェリストとまわる薬木薬草園・観察会(3/20)※詳細は3.の(4)に記載

(イ)これなら分かる、薬草と漢方の講座(3/20)※詳細は3.の(4)に記載

(ウ)くすりと健康ワークショップ

1)「くすりの始まりは体質理解から~舌診・脈診で知る自分の身体~」(中国医学協会)

■ 舌診アプリ体験(5~10分)無料

■ 脈診・舌診プチ体質診断(10~15分 スタッフによる診断)無料

2)「いつでもどこでもツボ講座×魔法のツボ押し体験」(ハリハリ)

■ ツボ講座(20~30分) 10時/11時半/13時/14時半 4回開催

参加費500円 ※各回定員5名

■ ツボ押し体験(15分)

参加費1,000円 ※講座受講者500円

3)「薬研を使って香り袋を作ろう」(中富記念くすり博物館)

■ 薬研体験(約10分) 参加費200円 ※材料がなくなり次第終了

参加者数:208名

②開館記念日(3月28日)での入館料免除措置 ※全入館者対象

【参考】

2025 年度入館者数 29,617 名(前年より 68 人増)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2,073	2,313	2,223	2,679	3,955	3,109	2,571	2,697	1,645	1,535	2,341	2,476

【助成事業】

1. 青少年に対する人材育成のための奨学金援助助成

・1991(平成 3)年から 2025(令和 7)年までの奨学生援助の累計人数は 88 名になりました。

事業報告 付属明細書

2025 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が以下の通り存在した。

・特定財産として保有していた久光製薬株式会社株式(百万株)をタイヨー興産株式会社による久光製薬株式会社株式に対する公開買付けに応募売却を行った。

・上記で得られた資金を、当財団目的維持のため、タイヨー興産株式会社の A 種優先株式に全額再出資を行った。

(以上)

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	89,466,790	95,142,726	△ 5,675,936
現金	675,300	869,527	△ 194,227
普通預金	88,791,490	94,273,199	△ 5,481,709
未収金	154,612	153,453	1,159
貯蔵品	39,721	19,415	20,306
売店商品	693,924	763,617	△ 69,693
流動資産合計	90,355,047	96,079,211	△ 5,724,164
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	410,000,000	710,000,000	△ 300,000,000
普通預金	33,177,841	28,251,737	4,926,104
投資有価証券	7,709,376,098	1,580,680,980	6,128,695,118
基本財産合計	8,311,909,732	2,478,288,510	5,833,621,222
(2) 特定資産			
信託受益権	0	4,047,000,000	△ 4,047,000,000
普通預金	29,743,942	4,609,379	25,134,563
公益目的事業継続予備財産	25,000,000	0	25,000,000
特定資産合計	54,743,942	4,051,609,379	△ 3,996,865,437
(3) その他固定資産			
建物	352,944,895	365,019,507	△ 12,074,612
建物附属設備	92,986,430	98,059,392	△ 5,072,962
構築物	20,854,599	22,676,896	△ 1,822,297
車両運搬具	1	1	0
什器備品	417,060,818	422,092,606	△ 5,031,788
保証金	8,110	8,110	0
その他固定資産合計	883,854,853	907,856,512	△ 24,001,659
固定資産合計	9,250,508,527	7,437,754,401	1,812,754,126
資産合計	9,340,863,574	7,533,833,612	1,807,029,962
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	915,497	736,877	178,620
預り金	230,602	207,123	23,479
流動負債合計	1,146,099	944,000	202,099
負債合計	1,146,099	944,000	202,099
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	29,743,942	4,609,379	25,134,563
投資有価証券売却収入	6,082,000,000	0	6,082,000,000
信託受益権評価益	0	4,047,000,000	△ 4,047,000,000
指定正味財産合計	6,331,743,942	4,271,609,379	2,060,134,563
(うち基本財産への充当額)	6,302,000,000	220,000,000	6,082,000,000
(うち特定資産への充当額)	29,743,942	4,051,609,379	△ 4,021,865,437
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,007,973,533	3,261,280,233	△ 253,306,700
(うち特定資産への充当額)	2,009,909,732	2,258,288,510	△ 248,378,778
(うち特定資産への充当額)	25,000,000	0	25,000,000
正味財産合計	9,339,717,475	7,532,889,612	1,806,827,863
負債及び正味財産合計	9,340,863,574	7,533,833,612	1,807,029,962

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

公益財団法人 中富記念財団

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	35,664,662	21,538,032	14,126,630
基本財産受取利息	148,200	22,035	126,165
基本財産受取配当金	35,516,462	21,515,997	14,000,465
受取寄付金	1,000,000	0	1,000,000
受取寄付金	1,000,000	0	1,000,000
入館料等収益	8,532,983	8,243,794	289,189
入館料収益	5,080,816	4,859,316	221,500
売店収益	3,452,167	3,384,478	67,689
雑収益	1,385,664	2,102,357	△ 716,693
受取利息	281,401	62,503	218,898
雑収益	1,104,263	2,039,854	△ 935,591
特定資産運用益振替額	78,356,451	83,258,665	△ 4,902,214
経常収益計	124,939,760	115,142,848	9,796,912
(2) 経常費用			
事業費	108,096,378	110,342,545	△ 2,246,167
期首売店商品棚卸高	763,617	454,600	309,017
売店商品仕入高	2,084,131	2,055,274	28,857
期末売店商品棚卸高	△ 693,924	△ 763,617	69,693
役員報酬	3,103,899	3,073,159	30,740
給与手当	18,030,503	17,423,582	606,921
退職給付費用	1,137,600	1,140,000	△ 2,400
法定福利費	3,801,948	3,296,505	505,443
賞与	4,575,115	4,528,639	46,476
奨学金援助費	3,600,000	3,600,000	0
旅費交通費	516,362	432,385	83,977
通信運搬費	371,258	348,918	22,340
減価償却費	29,850,889	30,395,486	△ 544,597
建物減価償却費	11,811,204	12,023,989	△ 212,785
建物附属設備減価償却費	9,306,904	9,232,324	74,580
構築物減価償却費	3,422,297	3,412,245	10,052
車両運搬具減価償却費	0	318,465	△ 318,465
什器備品減価償却費	5,310,484	5,408,463	△ 97,979
消耗品費	254,187	98,166	156,021
修繕費	4,641,779	5,449,246	△ 807,467
保険料	1,592,081	2,030,012	△ 437,931
車両費	188,219	213,512	△ 25,293
衛生管理費	16,710,626	19,024,287	△ 2,313,661
水道光熱費	6,092,300	5,853,121	239,179
業務委託費	255,192	0	255,192
リース料	1,473,589	2,415,192	△ 941,603
資料購入費	126,166	187,300	△ 61,134
広告費	1,435,434	2,215,220	△ 779,786
備品購入費	5,451	74,186	△ 68,735
教育図書費	476,137	52,500	423,637
事務用品費	1,605,324	1,388,362	216,962
企画展費	5,700,000	4,994,000	706,000
雑費	398,495	362,510	35,985
管理費	21,771,304	8,875,403	12,895,901
役員報酬	1,210,444	1,056,403	154,041
退職給付費用	62,400	60,000	2,400
給与手当	679,073	601,006	78,067
法定福利費	216,391	131,416	84,975
賞与	223,460	205,361	18,099
退職金	1,000,000	0	1,000,000
出向負担金	2,009,476	3,799,699	△ 1,790,223
会議費	70,791	1,270	69,521
旅費交通費	29,546	34,351	△ 4,805
通信運搬費	22,901	17,781	5,120
減価償却費	489,270	495,819	△ 6,549
建物減価償却費	263,408	268,153	△ 4,745
建物附属設備減価償却費	207,558	205,895	1,663
什器備品減価償却費	18,304	21,771	△ 3,467
消耗品費	2,172	551	1,621
修繕費	0	0	0
保険料	34,999	35,008	△ 9
衛生管理費	43,716	85,168	△ 41,452
水道光熱費	135,062	129,931	5,131

業務委託費	14,941,850	1,514,700	13,427,150
リース料	83,272	98,911	△ 15,639
事務用品費	71,144	58,006	13,138
租税公課	89,092	82,811	6,281
雑費	356,245	467,211	△ 110,966
経常費用計	129,867,682	119,217,948	10,649,734
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,927,922	△ 4,075,100	△ 852,822
基本財産評価損益等	51,621,222	△ 5,443,515	57,064,737
基本財産評価損益等	51,621,222	△ 5,443,515	57,064,737
評価損益等計	51,621,222	△ 5,443,515	57,064,737
当期経常増減額	46,693,300	△ 9,518,615	56,211,915
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
特別損失	300,000,000	0	300,000,000
経常外費用計	300,000,000	0	300,000,000
当期経常外増減額	△ 300,000,000	0	△ 300,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 253,306,700	△ 9,518,615	△ 243,788,085
一般正味財産期首残高	3,261,280,233	3,270,798,848	△ 9,518,615
一般正味財産期末残高	3,007,973,533	3,261,280,233	△ 253,306,700
II 指定正味財産増減の部			
受益権配当収入	103,491,014	86,054,087	17,436,927
受益権配当収入	103,491,014	86,054,087	17,436,927
特定資産売却益	2,035,000,000	0	2,035,000,000
特定資産売却益	2,035,000,000	0	2,035,000,000
特定資産評価益	0	74,000,000	△ 74,000,000
特定資産評価益	0	74,000,000	△ 74,000,000
一般正味財産への振替額	△ 78,356,451	△ 83,258,665	4,902,214
一般正味財産への振替額	△ 78,356,451	△ 83,258,665	4,902,214
特定資産運用益	△ 78,356,451	△ 83,258,665	4,902,214
当期指定正味財産増減額	2,060,134,563	76,795,422	1,983,339,141
指定正味財産期首残高	4,271,609,379	4,194,813,957	76,795,422
指定正味財産期末残高	6,331,743,942	4,271,609,379	2,060,134,563
III 正味財産期末残高	9,339,717,475	7,532,889,612	1,806,827,863

財産目録

令和 8年 3月 31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金	675,300
	預金	普通預金	運転資金	88,791,490
		佐賀銀行鳥栖支店		83,907,503
		三井住友銀行久留米支店		4,883,987
	未収金	入館料、売店収益	2026年3月クレジット等決済分	154,612
	貯蔵品	パンフレット	公益目的事業で使用している。	39,721
	売店商品	期末売店商品	収益事業で使用している。	693,924
流動資産合計				90,355,047
(固定資産)	基本財産			8,311,909,732
	土地		公益目的保有財産であり、公益目的事業、収益事業、法人管理部門で使用している。	159,355,793
	定期預金	佐賀銀行鳥栖支店	公益目的保有財産であり、運用益の70%を運転資金の財源、30%を公益目的事業の財源としている	410,000,000
		三井住友銀行久留米支店	〃	100,000,000
	普通預金	佐賀銀行鳥栖支店	〃	310,000,000
		三井住友銀行久留米支店	〃	33,177,841
			〃	33,124,532
	投資有価証券		公益目的保有財産であり、運用益の全額を公益目的事業の財源としている。	53,309
			公益目的保有財産であり、運用益の70%を運転資金の財源、30%を公益目的事業の財源としている	7,709,376,098
				7,172,321,774
				537,054,324
特定資産	普通預金	佐賀銀行鳥栖支店	公益目的保有財産であり、運用益の全額を公益目的事業の財源としている。	54,743,942
	公益目的事業継続予備財産	佐賀銀行鳥栖支店	〃	29,743,942
				25,000,000
その他固定資産	建物		公益目的保有財産であり、公益目的事業、収益事業、法人管理部門で使用している。	883,854,853
	建物附属設備	電気設備等	〃	352,944,895
	構築物	庭園等	公益目的保有財産であり、公益目的事業で使用している。	92,986,430
	車両運搬具		〃	20,854,599
	什器備品			1
		美術品等	公益目的保有財産であり、公益目的事業で使用している。	417,060,818
		POSレジ等	公益目的保有財産であり、公益目的事業、収益事業、法人管理部門で使用している。	416,706,606
		館長室金庫	法人管理部門で使用している。	204,510
				149,702
	保証金	車両リサイクル預託金	公益目的保有財産であり、公益目的事業で使用している。	8,110
固定資産合計				9,250,508,527
資産合計				9,340,863,574
(流動負債)	未払金			915,497
	預り金	源泉所得税、住民税	1月～3月の役員報酬・給与手当等の源泉所得税及び3月の住民税の預り金である。	230,602
流動負債合計				1,146,099
正味財産				9,339,717,475

2026 年度 事業計画

(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

1、薬に関する歴史資料の収集及び展示事業

- (1) 医学・薬学に関する資料の収集
- (2) 医学・薬学に関する資料の登録及び保存管理
- (3) 展示室及び収蔵庫の環境管理ならびにメンテナンス
 - ・ 温度・湿度の管理（記録作成）
 - ・ 文化財害虫の防除
 - ・ 消防設備の点検管理及び防災訓練の実施
 - ・ 全館 Wi-Fi 工事
- (4) 企画展及び関連イベントの実施
 - ・ 記念講演（期間中）
 - ・ 記念ワークショップ（体験教室）（期間中）
 - ・ 全年齢対象、参加型イベント（全期間）
 - ・ SNS 連動企画（全期間）
 - ・ 企画展限定商品の販売
- (5) 常設展示に関するイベントの実施
 - ・ 常設展示に関するワークショップ
 - ・ 常設展示に関する講演会
- (6) 他館への協力
 - ・ 企画展等における文化財（資料）の出陳（貸出）
 - ・ 企画展等における画像の提供（展示、出版での利用）
 - ・ 調査協力
- (7) 薬木薬草園及び庭園の改修・管理工事
 - ・ 植栽の維持、補植
 - ・ 園路、温室及び作業室の補修
- (8) 常設展示室
 - ・ オーディオガイドの導入（前年度より継続）

2、薬の歴史に関する調査研究事業

- (1) アルバン・アトキン薬局（19 世紀イギリスの医薬について）の継続調査
- (2) 各紙記事、掲載に伴うテーマの選定ならびに関連資料の調査
- (3) 新規寄贈（購入）資料の登録・管理業務（台帳の作成、受納書の発行を含む）
- (4) 新規寄贈資料に関する調査（寄贈者への聞き取り含む）
- (5) 売薬・くすり・歴史等に関する施設、企画展、講演等の視察、聴講
- (6) 薬用植物の調査

3、薬と健康に関する知識の普及啓発事業

- (1) 青少年の学習機会充実を目的とした入館料免除制度
 - ・ 土日祝日における児童・生徒・学生の入館料免除（継続）
 - ・ 学校（学校教育法第1条による定義）団体の入館料免除（事前申請）
- (2) 実習、研修などの受入れ
 - ・ 中学校、高等学校の職場体験、インターンシップの受入れ
 - ・ 企業、教職員の研修の受入れ
- (3) 「くすり」の知見を広げる体験教室の実施（自館主催）
 - ・ 夏休み体験教室（全年齢対象、薬研を使った体験教室/ ※テーマ、製作物は年ごとに決定）
 - ・ 手作りおとそ教室（全年齢対象、薬研を使った体験教室/屠蘇散の製作 ※処方は年ごとに決定）
- (4) 「薬草（薬用植物）」に親しむイベントの実施（自館主催）
 - ・ 薬木薬草園フォトコンテスト 春/秋（年2回）の開催
 - ・ 薬木薬草園フォトコンテスト 受賞作品の展示（春/秋 年2回） ※廊下にて
 - ・ 薬研で作る七味唐辛子（全年齢対象、薬研を使った体験教室/七味唐辛子の製作 ※処方は年ごとに決定）
 - ・ 薬草講座（外部・内部講師によるセミナーと薬木薬草園見学会）
- (5) 「製薬道具」「薬草（生薬）」を体験する簡易イベントの実施（自館主催）
- (6) 他施設での講演・体験教室、イベントなどの出張対応（協力/要請時対応）
 - ・ 講演 主催/公共施設（公民館）ならびに学校、生涯学習団体（高齢者大学など）
 - ・ 体験教室 主催/学校ならびに公共施設（公民館）など
 - ・ イベント 主催/自治体（県、市）など

※ 講演、体験教室、イベント内容は依頼者の要望により決定
- (7) 一般からの問合せ対応
 - ・ 田代売薬及びその歴史について
 - ・ 所蔵資料ならびに日本、世界の医学・薬学について
 - ・ 薬用植物（薬木薬草園の植栽含む）について
- (8) 各紙連載記事の作成（原稿と写真の提供）
 - ・ 佐賀新聞「みどりのくすり箱」「薬草美術館」/佐賀県薬剤師会会報 ※毎月
 - ・ 吉川弘文館 「本郷」※寄稿予定
- (9) 出版、放送、放映等に関する協力 ※要請に応じる
 - ・ 調査等に関する協力、監修
 - ・ 画像の提供、または撮影協力
 - ・ 出演協力（内容等により対応を決定）
- (10) インスタグラム（SNS）を利用した「くすり」「薬草」に関する情報の発信
 - ・ 薬木薬草園（薬用植物）の植物紹介
 - ・ 美術作品に描かれた薬草を紹介する「薬草美術館」
 - ・ 展示外資料（未公開収蔵品）の紹介

4、薬と健康に関する情報の収集及び提供事業

- (1) 中富記念くすり博物館だよりの発行 ※ 隔月

- (2) 公式ホームページならびに SNS (Instagram/LINE/Facebook) を利用した情報の提供及び収集
- ・ イベント情報の発信
 - ・ 当館所蔵資料の紹介 ・ 寄贈・寄託情報の発信

5、鳥栖地域の文化財その他の歴史的遺産の収集及び展示事業

- (1) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料の収集ならびに保存、管理
- (2) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する情報の収集ならびに関係者への聞き取り調査
- (3) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する研究ならびに情報のデータベース化
- (4) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料（重要文化財）の展示
- ・ 年末年始 売薬人の正月飾り「神農飾り」
- (5) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する記事の作成（寄稿） ※要請時
- (6) 「田代売薬」、「田代の売薬習俗」に関する資料の出陳及び情報提供、監修など ※要請時

6、青少年に対する人材育成のための奨学金援助助成

- ・ 1991（平成 3）年から 2025（令和 7）年までの奨学生援助の累計人数は 91 名になりました。

7、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 施設利用協力
- ・ 主催：JR 九州/JR ウォーキングでの当館立ち寄り受入れ
 - ・ 主催：日本博物館協会/「国際博物館の日」記念事業への協力（入館料の減免）
 - ・ そのほか自治体、観光業等による公共、観光施設への立ち寄りを目的としたプログラムへの参加協力／スタンプラリー、カードラリーなど
- (2) 周辺環境の維持協力
- ・ 農業用水路の清掃、管理、点検
 - ・ 敷地内高木及び花壇の整備、管理
 - ・ 周辺道路の清掃、管理
- (3) 施設の保守管理
- ・ 別館屋上防水工事
 - ・ 多目的ホール展示室床側面クロス張替え
- (4) その他
- ・ 開館記念日の入場料免除措置(3/28)

以上

収支予算書

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

公益財団法人 中富記念財団

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[37,800,956]	[31,740,000]	[6,060,956]
基本財産受取利息	148,000	0	148,000
基本財産受取配当金	37,652,956	31,740,000	5,912,956
受取寄付金	[0]	[100,000]	[100,000]
受取寄付金	0	100,000	100,000
入館料等収益	[8,850,000]	[9,700,000]	[850,000]
入館料収益	5,200,000	6,200,000	1,000,000
売店収益	3,650,000	3,500,000	150,000
雑収益	[1,090,000]	[974,000]	[116,000]
受取利息	123,000	1,000	122,000
雑収益	967,000	973,000	6,000
特定資産運用益振替額	[88,408,138]	[86,000,000]	[2,408,138]
経常収益計	136,149,094	128,514,000	7,635,094
(2) 経常費用			
事業費	[115,578,876]	[119,454,511]	[3,875,635]
売店商品仕入高	3,115,000	2,970,000	145,000
役員報酬	3,072,000	3,079,360	7,360
給与手当	19,146,600	18,816,000	330,600
退職給付費用	1,140,000	1,164,000	24,000
法定福利費	4,088,500	3,496,800	591,700
賞与	5,359,200	5,073,100	286,100
奨学金援助費	3,960,000	3,600,000	360,000
旅費交通費	415,111	697,080	281,969
通信運搬費	1,026,295	687,822	338,473
減価償却費	(27,139,763)	(30,034,282)	(2,894,519)
建物減価償却費	27,139,763	30,034,282	2,894,519
消耗品費	201,388	252,427	51,039
修繕費	8,402,000	8,415,000	13,000
保険料	2,176,353	2,023,318	153,035
車両費	283,120	173,400	109,720
衛生管理費	15,910,861	17,373,873	1,463,012
水道光熱費	6,520,140	7,141,810	621,670
リース料	1,519,421	1,602,699	83,278
資料購入費	40,000	440,000	400,000
広告費	2,198,080	2,512,080	314,000
備品購入費	255,000	207,000	48,000
教育図書費	171,000	747,200	576,200
事務用品費	2,060,844	2,712,560	651,716
企画展費	7,000,000	6,000,000	1,000,000
雑費	378,200	234,700	143,500

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
管理費	[8,800,516]	[23,961,871]	[15,161,355]
役員報酬	1,248,000	1,169,840	78,160
退職給付費用	60,000	36,000	24,000
給与手当	653,400	384,000	269,400
法定福利費	161,500	263,200	101,700
賞与	240,800	156,900	83,900
出向負担金	2,000,000	3,900,000	1,900,000
会議費	1,102,000	1,200,000	98,000
旅費交通費	32,689	42,920	10,231
通信運搬費	51,745	24,946	26,799
減価償却費	(441,296)	(514,055)	(72,759)
建物減価償却費	441,296	514,055	72,759
消耗品費	1,012	1,523	511
衛生管理費	63,899	34,817	29,082
水道光熱費	139,860	118,190	21,670
業務委託費	1,801,698	15,290,000	13,488,302
リース料	61,662	63,308	1,646
保険料	35,387	41,292	5,905
事務用品費	85,868	121,880	36,012
租税公課	100,000	100,000	0
雑費	519,700	499,000	20,700
経常費用計	124,379,392	143,416,382	19,036,990
評価損益等調整前当期経常増減額	11,769,702	14,902,382	26,672,084
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	11,769,702	14,902,382	26,672,084
2 . 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,769,702	14,902,382	26,672,084
一般正味財産期首残高	3,218,857,374	3,233,759,756	14,902,382
一般正味財産期末残高	3,230,627,076	3,218,857,374	11,769,702
指定正味財産増減の部			
受益権配当収入	[88,408,138]	[86,000,000]	[2,408,138]
受益権配当収入	88,408,138	86,000,000	2,408,138
一般正味財産への振替額	[88,408,138]	[86,000,000]	[2,408,138]
一般正味財産への振替額	(88,408,138)	(86,000,000)	(2,408,138)
特定資産運用益	88,408,138	86,000,000	2,408,138
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	4,000,000,000	4,000,000,000	0
指定正味財産期末残高	4,000,000,000	4,000,000,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
正味財産期末残高	7,230,627,076	7,218,857,374	11,769,702

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A003755
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人中富記念財団

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業		借入先	金額	使途
区分	番号			
			円	
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		あり		
事業		設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途
区分	番号			
公	1	別館屋上防水工事	12,760,000 円	自己資金

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	95,142,726	68,972,861	26,169,865
現金	869,527	508,340	361,187
普通預金	94,273,199	68,464,521	25,808,678
未収金	153,453	124,470	28,983
貯蔵品	19,415	131	19,284
売店商品	763,617	454,600	309,017
流動資産合計	96,079,211	69,552,062	26,527,149
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	710,000,000	900,000,000	△ 190,000,000
普通預金	28,251,737	20,510,361	7,741,376
投資有価証券	1,580,680,980	1,403,964,661	176,716,319
基本財産合計	2,478,288,510	2,483,830,815	△ 5,542,305
(2) 特定資産			
信託受益権	4,047,000,000	3,973,000,000	74,000,000
投資有価証券	0	0	0
普通預金	4,609,379	1,813,957	2,795,422
特定資産合計	4,051,609,379	3,974,813,957	76,795,422
(3) その他固定資産			
建物	365,019,507	377,311,649	△ 12,292,142
建物附属設備	98,059,392	107,497,611	△ 9,438,219
構築物	22,676,896	26,089,141	△ 3,412,245
車両運搬具	1	318,466	△ 318,465
什器備品	422,092,606	427,522,840	△ 5,430,234
保証金	8,110	8,110	0
その他固定資産合計	907,856,512	938,747,817	△ 30,891,305
固定資産合計	7,437,754,401	7,397,392,589	40,361,812
資産合計	7,533,833,612	7,466,944,651	66,888,961
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	736,877	1,132,301	△ 395,424
預り金	207,123	199,545	7,578
流動負債合計	944,000	1,331,846	△ 387,846
負債合計	944,000	1,331,846	△ 387,846
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	4,609,379	1,813,957	2,795,422
信託受益権評価益	4,047,000,000	3,973,000,000	74,000,000
指定正味財産合計	4,271,609,379	4,194,813,957	76,795,422
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	4,051,609,379	3,974,813,957	76,795,422
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,261,280,233	3,270,798,848	△ 9,518,615
(うち特定資産への充当額)	2,258,288,510	2,263,830,815	△ 5,542,305
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	7,532,889,612	7,465,612,805	67,276,807
負債及び正味財産合計	7,533,833,612	7,466,944,651	66,888,961

貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	68,972,861	21,024,875	47,947,986
現金	508,340	647,991	△ 139,651
普通預金	68,464,521	20,376,884	48,087,637
未収金	124,470	56,352	68,118
貯蔵品	131	32,692	△ 32,561
売店商品	454,600	519,893	△ 65,293
流動資産合計	69,552,062	21,633,812	47,918,250
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	900,000,000	1,240,000,000	△ 340,000,000
普通預金	20,510,361	53,309	20,457,052
投資有価証券	1,403,964,661	1,095,321,774	308,642,887
基本財産合計	2,483,830,815	2,494,730,876	△ 10,900,061
(2) 特定資産			
信託受益権	3,973,000,000	3,780,000,000	193,000,000
投資有価証券	0	0	0
普通預金	1,813,957	0	1,813,957
特定資産合計	3,974,813,957	3,780,000,000	194,813,957
(3) その他固定資産			
建物	377,311,649	389,826,881	△ 12,515,232
建物附属設備	107,497,611	118,220,927	△ 10,723,316
構築物	26,089,141	30,282,867	△ 4,193,726
車両運搬具	318,466	700,624	△ 382,158
什器備品	427,522,840	433,940,997	△ 6,418,157
保証金	8,110	8,110	0
その他固定資産合計	938,747,817	972,980,406	△ 34,232,589
固定資産合計	7,397,392,589	7,247,711,282	149,681,307
資産合計	7,466,944,651	7,269,345,094	197,599,557
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,132,301	19,415,000	△ 18,282,699
預り金	199,545	186,053	13,492
流動負債合計	1,331,846	19,601,053	△ 18,269,207
負債合計	1,331,846	19,601,053	△ 18,269,207
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	1,813,957	0	1,813,957
信託受益権評価益	3,973,000,000	3,780,000,000	193,000,000
指定正味財産合計	4,194,813,957	4,000,000,000	194,813,957
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	3,974,813,957	3,780,000,000	194,813,957
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,270,798,848	3,249,744,041	21,054,807
(うち特定資産への充当額)	2,263,830,815	2,274,730,876	△ 10,900,061
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	7,465,612,805	7,249,744,041	215,868,764
負債及び正味財産合計	7,466,944,651	7,269,345,094	197,599,557

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,024,875	22,716,214	△ 1,691,339
現金	647,991	655,935	△ 7,944
普通預金	20,376,884	22,060,279	△ 1,683,395
未収金	56,352	28,863	27,489
貯蔵品	32,692	13,926	18,766
売店商品	519,893	494,661	25,232
流動資産合計	21,633,812	23,253,664	△ 1,619,852
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	1,240,000,000	1,240,053,309	△ 53,309
普通預金	53,309		53,309
投資有価証券	1,095,321,774	1,095,321,774	0
基本財産合計	2,494,730,876	2,494,730,876	0
(2) 特定資産			
信託受益権	3,780,000,000	3,660,000,000	120,000,000
投資有価証券	0	0	0
普通預金	0	0	0
特定資産合計	3,780,000,000	3,660,000,000	120,000,000
(3) その他固定資産			
建物	389,826,881	402,576,420	△ 12,749,539
建物附属設備	118,220,927	99,849,872	18,371,055
構築物	30,282,867	34,875,005	△ 4,592,138
車両運搬具	700,624	0	700,624
什器備品	433,940,997	444,081,644	△ 10,140,647
保証金	8,110	0	8,110
その他固定資産合計	972,980,406	981,382,941	△ 8,402,535
固定資産合計	7,247,711,282	7,136,113,817	111,597,465
資産合計	7,269,345,094	7,159,367,481	109,977,613
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	19,415,000	1,087,900	18,327,100
預り金	186,053	237,955	△ 51,902
流動負債合計	19,601,053	1,325,855	18,275,198
負債合計	19,601,053	1,325,855	18,275,198
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	0	0	0
信託受益権評価益	3,780,000,000	3,660,000,000	120,000,000
指定正味財産合計	4,000,000,000	3,880,000,000	120,000,000
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	3,780,000,000	3,660,000,000	120,000,000
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,249,744,041	3,278,041,626	△ 28,297,585
(うち特定資産への充当額)	2,274,730,876	2,274,730,876	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	7,249,744,041	7,158,041,626	91,702,415
負債及び正味財産合計	7,269,345,094	7,159,367,481	109,977,613

貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,716,214	9,087,944	13,628,270
現金	655,935	176,665	479,270
普通預金	22,060,279	8,911,279	13,149,000
未収金	28,863	10,998	17,865
貯蔵品	13,926	3,255,340	△ 3,241,414
売店商品	494,661	592,235	△ 97,574
流動資産合計	23,253,664	12,946,517	10,307,147
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	1,240,053,309	990,001,301	250,052,008
投資有価証券	1,095,321,774	255,000,000	840,321,774
基本財産合計	2,494,730,876	1,404,357,094	1,090,373,782
(2) 特定資産			
信託受益権	3,660,000,000	7,210,000,000	△ 3,550,000,000
投資有価証券	0	20,000,000	△ 20,000,000
普通預金	0	26,532,698	△ 26,532,698
特定資産合計	3,660,000,000	7,256,532,698	△ 3,596,532,698
(3) その他固定資産			
建物	402,576,420	415,568,442	△ 12,992,022
建物附属設備	99,849,872	108,842,222	△ 8,992,350
構築物	34,875,005	28,925,382	5,949,623
什器備品	444,081,644	474,608,786	△ 30,527,142
その他固定資産合計	981,382,941	1,027,944,832	△ 46,561,891
固定資産合計	7,136,113,817	9,688,834,624	△ 2,552,720,807
資産合計	7,159,367,481	9,701,781,141	△ 2,542,413,660
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,087,900	44,880,000	△ 43,792,100
預り金	237,955	232,255	5,700
流動負債合計	1,325,855	45,112,255	△ 43,786,400
負債合計	1,325,855	45,112,255	△ 43,786,400
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	0	26,532,698	△ 26,532,698
信託受益権評価益	3,660,000,000	7,210,000,000	△ 3,550,000,000
指定正味財産合計	3,880,000,000	7,456,532,698	△ 3,576,532,698
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	3,660,000,000	7,236,532,698	△ 3,576,532,698
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,278,041,626	2,200,136,188	1,077,905,438
(うち特定資産への充当額)	2,274,730,876	1,184,357,094	1,090,373,782
(うち特定資産への充当額)	0	20,000,000	△ 20,000,000
正味財産合計	7,158,041,626	9,656,668,886	△ 2,498,627,260
負債及び正味財産合計	7,159,367,481	9,701,781,141	△ 2,542,413,660

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,087,944	21,619,743	△ 12,531,799
現金	176,665	595,163	△ 418,498
普通預金	8,911,279	21,024,580	△ 12,113,301
未収金	10,998	10,630	368
貯蔵品	3,255,340	0	3,255,340
売店商品	592,235	698,148	△ 105,913
流動資産合計	12,946,517	22,328,521	△ 9,382,004
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	990,001,301	510,000,000	480,001,301
投資有価証券	255,000,000	685,000,000	△ 430,000,000
(基本) 普通預金	0	50,000,000	△ 50,000,000
基本財産合計	1,404,357,094	1,404,355,793	1,301
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	0	99,060,000	△ 99,060,000
信託受益権	7,210,000,000	5,040,000,000	2,170,000,000
投資有価証券	20,000,000	40,000,000	△ 20,000,000
普通預金	26,532,698	26,532,698	0
特定資産合計	7,256,532,698	5,205,592,698	2,050,940,000
(3) その他固定資産			
建物	415,568,442	412,232,282	3,336,160
建物附属設備	108,842,222	10,552,809	98,289,413
構築物	28,925,382	33,135,548	△ 4,210,166
什器備品	474,608,786	414,732,855	59,875,931
その他固定資産合計	1,027,944,832	870,653,494	157,291,338
固定資産合計	9,688,834,624	7,480,601,985	2,208,232,639
資産合計	9,701,781,141	7,502,930,506	2,198,850,635
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	44,880,000	0	44,880,000
預り金	232,255	208,752	23,503
流動負債合計	45,112,255	208,752	44,903,503
負債合計	45,112,255	208,752	44,903,503
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	26,532,698	26,532,698	0
信託受益権評価益	7,210,000,000	5,040,000,000	2,170,000,000
指定正味財産合計	7,456,532,698	5,286,532,698	2,170,000,000
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	7,236,532,698	5,066,532,698	2,170,000,000
2. 一般正味財産	2,200,136,188	2,216,189,056	△ 16,052,868
(うち基本財産への充当額)	1,184,357,094	1,184,355,793	1,301
(うち特定資産への充当額)	20,000,000	139,060,000	△ 119,060,000
正味財産合計	9,656,668,886	7,502,721,754	2,153,947,132
負債及び正味財産合計	9,701,781,141	7,502,930,506	2,198,850,635

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,619,743	24,101,064	△ 2,481,321
現金	595,163	768,050	△ 172,887
普通預金	21,024,580	23,333,014	△ 2,308,434
未収金	10,630	0	10,630
売店商品	698,148	431,251	266,897
流動資産合計	22,328,521	24,532,315	△ 2,203,794
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	510,000,000	10,000,000	500,000,000
投資有価証券	685,000,000	1,235,000,000	△ 550,000,000
普通預金	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	1,404,355,793	1,404,355,793	0
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	99,060,000	74,295,000	24,765,000
信託受益権	5,040,000,000	5,090,000,000	△ 50,000,000
投資有価証券	40,000,000	40,000,000	0
普通預金	26,532,698	8,210,435	18,322,263
特定資産合計	5,205,592,698	5,212,505,435	△ 6,912,737
(3) その他固定資産			
建物	412,232,282	425,474,645	△ 13,242,363
建物附属設備	10,552,809	12,657,744	△ 2,104,935
構築物	33,135,548	17,845,983	15,289,565
車両運搬具	0	2	△ 2
什器備品	414,732,855	416,027,567	△ 1,294,712
その他固定資産合計	870,653,494	872,005,941	△ 1,352,447
固定資産合計	7,480,601,985	7,488,867,169	△ 8,265,184
資産合計	7,502,930,506	7,513,399,484	△ 10,468,978
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	208,752	196,350	12,402
流動負債合計	208,752	196,350	12,402
負債合計	208,752	196,350	12,402
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	26,532,698	8,210,435	18,322,263
信託受益権評価益	5,040,000,000	5,090,000,000	△ 50,000,000
指定正味財産合計	5,286,532,698	5,318,210,435	△ 31,677,737
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	5,066,532,698	5,098,210,435	△ 31,677,737
2. 一般正味財産	2,216,189,056	2,194,992,699	21,196,357
(うち基本財産への充当額)	1,184,355,793	1,184,355,793	0
(うち特定資産への充当額)	139,060,000	114,295,000	24,765,000
正味財産合計	7,502,721,754	7,513,203,134	△ 10,481,380
負債及び正味財産合計	7,502,930,506	7,513,399,484	△ 10,468,978

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,101,064	27,694,187	△ 3,593,123
現金	768,050	1,445,896	△ 677,846
普通預金	23,333,014	26,248,291	△ 2,915,277
売店商品	431,251	0	431,251
流動資産合計	24,532,315	27,694,187	△ 3,161,872
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	125,315,793	34,040,000
定期預金	10,000,000	0	10,000,000
投資有価証券	1,235,000,000	1,235,000,000	0
基本財産合計	1,404,355,793	1,360,315,793	44,040,000
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	74,295,000	49,530,000	24,765,000
信託受益権	5,090,000,000	0	5,090,000,000
投資有価証券	40,000,000	0	40,000,000
普通預金	8,210,435	0	8,210,435
特定資産合計	5,212,505,435	49,530,000	5,162,975,435
(3) その他固定資産			
建物	425,474,645	438,986,967	△ 13,512,322
建物附属設備	12,657,744	14,815,498	△ 2,157,754
構築物	17,845,983	20,579,709	△ 2,733,726
車両運搬具	2	2	0
機械装置	0	16,001	△ 16,001
什器備品	416,027,567	420,128,792	△ 4,101,225
投資有価証券	0	40,000,000	△ 40,000,000
信託受益権	0	8,240,000,000	△ 8,240,000,000
その他固定資産合計	872,005,941	9,174,526,969	△ 8,302,521,028
固定資産合計	7,488,867,169	10,584,372,762	△ 3,095,505,593
資産合計	7,513,399,484	10,612,066,949	△ 3,098,667,465
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	196,350	96,027	100,323
流動負債合計	196,350	96,027	100,323
負債合計	196,350	96,027	100,323
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	8,210,435	0	8,210,435
信託受益権評価益	5,090,000,000	0	5,090,000,000
指定正味財産合計	5,318,210,435	220,000,000	5,098,210,435
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	5,098,210,435	0	5,098,210,435
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,184,355,793	1,140,315,793	44,040,000
(うち特定資産への充当額)	114,295,000	49,530,000	64,765,000
正味財産合計	7,513,203,134	10,611,970,922	△ 3,098,767,788
負債及び正味財産合計	7,513,399,484	10,612,066,949	△ 3,098,667,465

公益財団法人 中富記念財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人中富記念財団定款第21条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (3)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5)報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員および評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表1)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、第8条に規定する報酬に限るものとする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬は、法令等に定めるところにより、役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を役員の指定した役員本人の銀行口座へ振り込むものとする。

- 2 新たに役員となったものには、当該月は定例報酬月額を日割りで計算した額により支給する。
- 3 役員が離職したときは、当該月の定例報酬月額を日割りで計算した額により支給する。

- 4 この規程の定めにより算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(定例報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日にあたるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日にあたるときは、さらに繰り上げて支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として、円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(その他報酬)

第8条 特に功績が顕著であると認められる常勤役員に対しては、『理事会の決議を経て、前条により算出した金額の100分の30(30%)を上限として』、特別功労金を加算し支給することができる。

第9条 この法人の非常勤役員に対して、理事会又は評議員会に出席した都度、報酬等として一日1回1万円(源泉所得税控除後とする。以下同じ。)を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会が開催されたときは、1万円とする。

- 2 評議員に対して、評議員会に出席した都度、報酬等として一日1回1万円を支給する。
- 3 監事に対して、この法人の監事監査又はこれに準ずる監査等を行った都度、報酬として一日1回1万円を支給する。
- 4 前3項で決定された金額は、会議開催都度、振込または現金で支給する。
- 5 行政庁の求めにより、立入検査等に立会った評議員及び役員に対して、第1項に掲げる報酬等を支給する。
- 6 前5項の規程に拘らず、役員及び評議員はあらかじめ申出により報酬等受の取りを辞退することができる。

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、(別表2)通勤手当の支給額表のとおりとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

平成 23 年 6 月 30 日施行。 (平成 23 年 6 月 30 日評議員会議決)

平成 24 年 3 月 23 日改定。 (平成 24 年 3 月 23 日評議員会決議)

平成 25 年 3 月 8 日改定。 (平成 25 年 3 月 8 日評議員会決議)

平成 29 年 6 月 30 日改定。 (平成 29 年 6 月 30 日評議員会決議)

平成 29 年 6 月 30 日改定。 (平成 29 年 6 月 30 日評議員会決議)

令和 08 年 3 月 23 日改定。 (令和 08 年 3 月 23 日評議員会決議)

(別表1) 常勤役員棒給表(単位:円)

号俸	月額
1	500,000 円
2	525,000 円
3	550,000 円
4	575,000 円
5	600,000 円
6	625,000 円
7	650,000 円
8	675,000 円

(別表2) 通勤手当の支給額表(単位:円)

自家用車(自動車・バイク)を利用する場合、自宅から博物館までの片道距離によって1ヶ月ごとに支給する。

新たに役員となったとき、または、離職したときは、当該月は通勤手当を日割りで計算した額により支給する。

No.	自宅から博物館までの片道距離			通勤手当額
1	2km未満			なし
2	2km以上	—	10km未満	4,100 円
3	10km以上	—	15km未満	6,500 円
4	15km以上	—	25km未満	11,300 円
5	25km以上	—	35km未満	16,100 円
6	35km以上	—	45km未満	20,900 円
7	45km以上			24,500 円

以上